

## 定款第八条細則

### （評議員の報酬等）

- （１）評議員の報酬は、評議員会の出席に応じて以下の額を支払う。
  - ① 評議員会の出席の都度 7,000 円とする。
  - ② その他個別にかかった臨時の業務について、その内容に照らし理事長が決定する。
- （２）評議員としての地位にあることのみによつての支給はしない。

## 定款第二一条細則

### （役員報酬等）

- （１）理事の報酬は、理事会の出席に応じて以下の額を支払う。ただし、業務執行理事については毎月の業務の内容に照らし、理事長が算定し評議員会で決定する。
  - ① 理事会の出席の都度 15,000 円とする。
  - ② その他個別にかかった臨時の業務について、その内容に照らし、理事長が決定する。
- （２）監事の報酬は、理事会、評議員会の出席及び監査報酬として年額 90,000 円を支給する。
- （３）役員としての地位にあることのみによつての支給はしない。

## 附則

この定款細則は、令和元年6月27日から施行する。